名家建二二一乙

令和元年 11 月 19 日 (火) 発行:特定非営利活動法人 名古屋市精神障害者家族会連合会 会長 堀田 明 TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 664 号

❖「年金支給決定通知書」「年金証書」について

障害年金の申請手続きをしてから3ヶ月半程度で日本年金機構より、年金が受給できた場合は「年金 支給決定通知書」と「年金証書」」が届きます。

受取り開始年月(受給権を取得した月の翌月)は「年金支給決定通知書」と「年金証書」に記載されています。また、次回更新年月(有期認定期間)も「年金証書」に記載されています。

年金振込通知書と年金支払通知書は、年金額が変更にならない限り、年1回6月頃に届きます。

◆ 問題は、次のような「不支給決定通知書」が郵送されてきた場合です。

国民年金・厚生年金保険の支給しない理由のお知らせ (不支給決定通知書)

あなた様から請求のありました次の給付(保険給付)については、次の理由により支給しないことと決定しま したので通知します。

(支給しない理由) 請求のあった傷病()については、障害認定日である平成〇年〇月〇日現症の障害の状態が、国民年金法施行令別表(障害等級1級、2級の障害の程度を定めた表)に定める程度に該当していないため、支給されません。

◆ これだけでは、不支給になったことは分かっても、その理由は理解できないのではないでしょうか。 通知書の下段には次のような記載があります。

「この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に文書または口頭で、社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2ヶ月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。」

- ◆ しかし、どうすれば「不服審査請求」や「再審査請求」ができるのか、家族には分かりません。 申請に協力してくれた医療・福祉関係者に不支給通知がきたこと伝えても「そう…残念だったね」で終わるケースが多く、不服審査請求もせずに、諦めてしまっていた家族が多くいました。
- ◆ 名家連では平成 21 年 5 月に「年金・手帳の現状調査」を実施。351 名の回答者の中で 68 名の方が 無年金でした。調査結果に衝撃を受け、障害年金受給と手帳 2 級取得(医療費全科無料)の支援活動を 開始し、令和元年 10 月末までの累計は年金受給 179 名、手帳取得 110 名、家族会入会 160 名となって います。年金や手帳受給、医療と福祉の支援者に繋げる家族相談活動の結果、実利実益を実感すること ができれば、家族会の入会者は必ず増えてくる!!…家族面会相談員の確信であり、歓びでもあります。

❖ 不支給決定通知書が届いたら社会保険労務士を紹介 ❖

遡及請求での申請及び事後重症での申請が認められなかった場合、その理由を「年金事務所に開示請求」すれば解りますが、そうしたことも分からず、多くの場合は諦めてしまうことになります。

そこで、「ちょっと待った!!」です。諦める前に家族会にご相談ください。社会保険労務士をご紹介いたします。不服審査請求で覆す可能性がある場合や難しいと判断される場合がありますが、その場合でも「事後重症」による「再請求」年金受給に繋げて頂けます。



≪留意点≫ 不支給決定を避けるために肝に銘じなければならないこと

- ① 日常生活能力の実態を主治医や PSW に伝える努力をせずに診断書作成を丸投げしないこと
- ② 上記同様、年金診断書の作成依頼を本人任せにしないこと
- ③ 事前に家族会に相談すること(医療機関や年金事務所に同行したり、社会保険労務士を紹介します)

❖ 社会保険労務士も PSW も頼りになる大切な支援者 ❖

- ◆ 前にも述べましたが、社会保険労務士は年金のスペシャリスト(専門職)です。一方、PSW は全生活のステージにおいて精神障害者を支援するスペシャリスト(専門職)です。つまり、社会保険労務士は障害年金に特化した支援者、PSW は精神障害者の日常生活の質の向上に資する支援者です。
- ◆ 家族相談員は不明な点があれば厚労省年金局や年金事務所に問い合わせたり、また、社労士と一緒 に受給支援してきた過程で、主治医の診断書をみれば受給の可否が判断できる能力を培ってきました。
- ◆ PSW がいる医療機関については、日常生活能力の実態を診断書の項目に沿って文章化し、PSW に家族と主治医との橋渡し役をお願いしています。そのお陰で、家族相談員も家族又は当事者と一緒に診察室に入り、主治医に実態を反映した診断書の作成を依頼しています。
- ◆ 社会保険労務士に依頼する場合は成功報酬が発生します。シンプルな内容であれば「遡及請求」「額 改定請求」「事後重症」や「受給権停止事由消滅届」など家族面会相談で解決できるようになっています。
- ◆ 多くの相談者は、経済的な生活面でも困窮しています。相談者の生活状況を考えれば、頼まなくてもできることまで社会保険労務士に依頼する必要はないのではないかと考えています。
- ◆ 一方で、社会的治癒の証明や不服審査請求、第 3 者証明など困難を極めなければならない相談事例 については、相談者に社会保険労務士に依頼するよう勧めています。

❖ 更新の審査結果の取扱いについて ❖

年金の更新の結果は、提出月から約3か月後に、文書またはハガキで通知されます。受給中の障害年金は、提出月から3か月後の分までは保障されています。しかし、その後の障害年金は、審査結果に応じて金額や内容が変更(「級落ち」「支給停止」)になったり、または「継続」されることになります。

- ◆ 審査の結果、更新前と同じ等級に該当すると認められた場合は、「次回の診断書の提出について」というハガキが届きます。
- ◆ 更新の審査の結果、等級が上がったと認められた場合、**「支給額変更通知書」**という書類が届きます。
- ◆ 更新審査の結果、それ以前より軽い等級に認定された場合には**「支給額変更通知書」** という書類が届きます。

◆ 更新審査の結果、障害の程度が著しく軽くなっていると判断された場合には、「支 給停止のお知らせ」が届きます。



≪留意点≫ 更新の場合も、上述と同様、事前に家族会にご相談ください。

(文責:事務局/家族相談員 堀場)